

市町課題整理表（※半割れケースを想定）

参考資料①- 1

	(1) 住民対応		(2) 行政としての対応		(3) 社会活動等		
	a.避難行動	b.住民に求める防災対応					
避難情報を出した場合	【対象】	・避難対象（地域、人）の明確な判断基準が必要。	【市町の体制】	・指定避難所を開設するなどの災害対応と通常の行政サービスを提供しなければならず、職員の負担が大きい。 ・指定避難所を開設した場合の費用負担が懸念される。 ・災害時の協定締結事業者との協定は、あくまでも災害発生後であり、災害が発生する前に締結内容が履行されるか不透明である。 ・臨時情報が発表された段階で、広域受援体制をとるべきか。	【事業者（製造業、金融等）】	・風評被害が懸念される。 ・従業員が、自身の家族を守るために休暇を取得した場合、マンパワーが不足する。 ・家畜や養殖等の避難や操業停止が困難な職種の対応を検討する必要がある。 ・避難対象区域に立地する事業者は、営業を継続すべきか判断が困難。 ・サプライチェーンに組み込まれているので、簡単に操業を停止することはできない。 ・スーパー等の生活必需品販売事業者の営業状況は、住民の生活に大きな影響を与える。	
	【避難先】	・避難者を収容することが可能な避難所を確保する必要がある。 ・突発型地震では、地震発生後に応急危険度判定を経て施設を避難所とするが、地震発生前に避難先とした施設の安全性を確認しなければならない。	【行政サービス（公共交通、ライフライン等）】	・避難の対象とした地域に対する行政サービスの維持をどのようにすべきか検討する必要がある（道路の通行可否等）。 ・市発注の工事継続の判断が難しい。 ・ごみ収集を外部委託している場合、業者を危険な区域に向かわせることができるか。	【観光】	・風評被害等により、地震が発生しない場合においても経済的損失が大きい。 ・損失に対する補償が必要になるか。 ・住民に対して旅館、ホテルを避難先として提供するか、通常営業を継続するかの調整が必要。	
	【期間】	・期間が定められていないといつまで住民に避難を呼びかけるか判断ができない（避難の呼びかけを解除とする根拠が必要）。 ・避難生活の長期化は、住民の負担になる。 ・国は、防災対応の基本的な期間を「1週間」としているが、「3日間」が限度ではないか。	【検討すべき事項等】	・大津波警報等が解除された後も臨時情報のみ継続されている場合、住民を継続して避難させるが、臨時情報の内容が明確になっていないと避難を呼びかけにくい。 ・県内統一の対応にしなければ、住民の理解を得ることができない。 ・住民に不安を感じさせる情報の出し方にしないよう留意しなければならない。	【社会福祉施設、病院】	・避難対象区域内の施設は、臨時情報発表後、入居者の受け入れ先となる施設を確保できるか。 ・通常業務と福祉避難所、救護病院としての準備が必要となる施設においては負担が大きくなる。	
	【その他】	・災害発生前の避難生活による体調不良の発生への懸念される。 ・現行の危険度によって、段階分けされて出される避難情報等できえ、住民に十分周知されていない状況で、今回の臨時情報をきちんと理解できるか。	【その他】	・住民の知りたい情報は、「いつ」、「どのくらいの規模」で地震が発生するかというものであり、「起こる可能性がある」といった回答では住民は納得しないのではないかと。	【学校】	・体育館が避難所となった場合、授業の再開と避難所閉鎖の調整等が必要となる。 ・休校とした場合、保護者が児童生徒の面倒を見る必要があるため、そのためには事業所や地域の協力が必要である。 ・避難所の開設をしながら、授業を通常とおり継続することは可能か。	
避難情報を出さなかった場合	【対象】	・自主避難者への対応が必要になる。	【市町の体制】	・臨時情報が発表されているにも関わらず、避難情報を出さないのだから、その後、地震が発生した場合、災害対応に遅れが出ることは許されないであろう。 ・情報収集体制を敷きながら、通常業務を継続する。 ・避難情報を出さなくても、何らかの防災対応は必要となるので、職員の負担は大きくなる。	【事業者（製造業、金融等）】	・避難情報が出されていないにもかかわらず耐震性の確保されていない施設や津波浸水区域及び土砂災害警戒区域等に立地する事業者への対応は必要になるか。	
	【避難先】	・自主避難者数の想定が困難であるため、収容可能な避難先の選定が困難である。	【行政サービス（公共交通、ライフライン等）】	・行政サービス維持と防災対応（自主避難者対応等）に回す人員の調整が必要となる。 ・危険な業務（高所、工事等）として実施しない業務をどのように決定するか。	【観光】	・臨時情報が発表されている期間は、100%安全とは言えず、期間が長期化すると観光への影響は、甚大となる。	
	【期間】	・自主避難の期間という概念が明確になっておらず、避難情報を出さず公的施設への自主避難を認めた場合、不安が解消されない限り帰宅しないであろう。	【懸念される事項等】	・住民には、気象庁や報道等の情報から、自主避難等の判断を求めるが、市の対応を見て無策の方向に動くか、過剰に不安を覚えるかのどちらかになる可能性がある。 ・今後、発生する可能性がある地震に備えた対応（避難準備、避難経路の確認、備蓄等）をとってほしい。	【社会福祉施設、病院】	・多くの施設から、危険性などの問い合わせが予想され患者や入居者の避難受け入れ要請が殺到する可能性がある。	
	【その他】	・民間宿泊施設への自主避難希望者への対応や費用負担をどうするか。 ・臨時情報が発表されている状況で、なぜ市町は避難情報を出さないのか問い合わせがあるだろう。	【その他】	・行政の対応全般を担保するための法的整備（責任の所在が自治体のみ問われることへの危惧）が必要ではないか。 ・要配慮者が自主避難する可能性が高いため、福祉避難所を開設する必要があるが、その受け入れ先がない。	【学校】	・避難情報が出されていない状況で、避難所を開設した場合、通常授業を継続することは可能か。	
				【地域の治安】	・自主避難する者が多い地域での防犯対策が必要。	【その他】	・マスコミの過剰な放送により、焦りと不安が住民に募るのではないかと。